

## [事案 24-21] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 24 年 8 月 29 日 裁定終了

### <事案の概要>

配当金のよい投資信託があるか募集人に相談して契約したが、実際には変額個人年金保険だったとして、契約の取消しを求めて申立てがあったもの。

### <申立人の主張>

平成 19 年 3 月に変額個人年金保険に加入したが、下記の理由により、契約を取消し、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人には、「月々の配当金がある投資信託に加入したい」と伝えており、募集人は、月々の分配金が必要であることを十分理解していたにもかかわらず、そのニーズにあった商品を勧めずに本件商品に加入させた。
- (2) 募集人は、パンフレット等を一切使用せず、口頭でのみ説明を行い、本件商品のリスクや保障内容等については一切説明をしなかった。

### <保険会社の主張>

下記の理由のとおり、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 本件募集時において、申立人は、以前数百万円の利益をあげたことのある他社の変額保険のような商品を希望していたのであり、投資信託で月々の配当金があるものを希望していたわけではない。
- (2) 募集人は、日時を分けて、合計約 5 時間の時間をかけ、パンフレット等の資料を用いて本件商品の説明を行っており、本件商品のリスクや保障内容について説明している。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、申立人が、契約が投資信託であると誤信したことを内容とする、要素の錯誤による無効（民法 95 条本文）を主張するものと解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、その夫、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。審理の結果、下記のとおり、投資信託であると誤信したという申立人の主張を認めることはできず、申立内容を認めることはできないとして、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

- (1) 申込書には、「保険」という文字を含む商品名が記載され、申立人は、「被保険者」欄、「基本保険金額」欄、「死亡保険金受取人」欄にそれぞれ記入のうえ、自署・捺印している。申込書の裏面の「確認書」欄にも、随所に「死亡保険金額」「基本保険金額」「年金受取総額保証付変額個人年金保険」「死亡保険金受取人」等、申立契約が生命保険契約であることを表す文言が記載されている。これらの書類の記載内容、さらに、募集人が募集時に使用したと推認されるパンフレットの記載内容からも、本契約が生命保険であることは明らかである。
- (2) 募集人は投資信託の販売資格を有しておらず、前述のとおり、申込書や募集資料により生命保険であることは明確であるから、募集人が本件商品を投資信託と装って販売する

ことは考えられない。

- (3) 経験則上、変額個人年金保険のような商品を、募集人が募集資料を使用せずに説明するとは考えにくい上、申込書の「確認書」欄には、申立人が、契約のしおり・約款、特別勘定のしおりを受領し、内容を確認のうえ同意したことを肯定する趣旨の、申立人の自署・捺印が存在し、特段の事情のない限り、募集人は募集資料を使用して説明したものと推認できる。
- (4) 募集時に同席していた申立人の夫は従来から株取引に親しんでいたこと、以前に変額個人年金保険に加入していたことも考え併せると、投資信託であると誤信して契約を締結したとの申立人の主張を認めることはできない。